

確 認 書

失敗学会 は, 平成14年 5 月 21 日開催の設立総会 において、

特定非営利活動促進法第2条第2項2号及び同法第12条第1項3号の規定に該当することを

確認しました。

平成14 年 5 月 21 日

特定非営利活動法人の名称 失敗学会

代表者 住所又は居所

氏 名 畑村 洋太郎 印